

## 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と新光重機株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、千葉市域で地震、風雪水害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の応急対策及び災害復旧等に係る建設機械等のレンタル機材の提供について必要事項を定める。

### （内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、乙に対し乙の保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し、乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力する。

2 乙が甲に提供する保有機材の選定及び数量は、甲乙協議の上、決定する。

### （支援要請の手続き）

第3条 甲は、乙に前条の要請を行う場合、文書をもって行う。ただし、緊急を要する時は、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

### （連絡体制）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先を別途定める。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告する。

### （保有機材の運搬、引渡し）

第5条 甲の要請により、乙が甲に提供する保有機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの保有機材の運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行う。

- 2 前項の保有機材の引渡しは、乙が当該保有機材を本協定第3条に定める要請文書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行う。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合は、あらかじめ甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。
- 3 前項による保有機材の引渡しは、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該保有機材の確認及び受領をもって、完了とする。

(車輛の通行)

第6条 甲は、乙が保有機材の運搬をする場合、引渡し場所まで通行できるよう努める。

(経費の負担)

第7条 保有機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担する。

- 2 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定する。

(代金の支払)

第8条 代金の支払い時期は、甲が保有機材の提供を受けた後、甲乙協議の上、決定する。

- 2 前項の決定に伴い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払う。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行う。

(履行義務の免除)

第10条 乙が被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。

ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がない時は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第12条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じた時は、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年1月14日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 神谷俊一

乙 千葉市中央区塩田町239番地9  
新光重機株式会社  
代表取締役 中尾繁昭